

添田町林地台帳情報運用事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第191条の4に基づき添田町が作成した添田町林地台帳及び森林の土地の地図（以下「林地台帳情報」という。）について、法第191条の5の規定による林地台帳情報の公表、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。）第10条の規定による林地台帳情報の提供、法第191条の6の規定による林地台帳情報の正確な記載を確保するための措置を行う際の取扱いについて、法、施行令、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）、林地台帳制度の運用について（平成29年3月29日28林整計第395号）、林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成29年3月29日28林整計第400号）、添田町情報公開条例（平成18年条例第7号）、添田町個人情報保護条例（平成18年条例第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(林地台帳情報の管理)

第2条 林地台帳情報の管理責任者（以下「管理者」という。）は、添田町長とする。

(管理者の責務)

第3条 管理者は、林地台帳情報の運用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 林地台帳情報の不正な持ち出し、改ざん、消去及び紛失をしないこと。
- (2) 個人情報の流出を防止し、本人の権利及び利益を不当に侵害しないこと。

(利用者の責務)

第4条 林地台帳情報の閲覧を申請する者（以下「申請者」という。）及び提供を申出する者（以下「申出者」という。）は、次の事項を理解の上で林地台帳情報を利用しなければならない。

- (1) 林地台帳情報は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。
- (2) 林地台帳情報は、森林の土地の所有の境界の確定に資するものではないこと。
- (3) 林地台帳情報は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。
- (4) 林地台帳情報は、利用目的以外に利用できないこと。
- (5) 林地台帳情報を申請者又は申出者以外の者に提供してはならないこと。（ただし、法人による場合には、内部利用を認める。）

(公表の対象項目)

第5条 林地台帳情報の公表の対象項目は、森林の土地所有者及び森林所有者の氏名、名称及び住所の項目を除くものとする。

(公表の対象者)

第6条 林地台帳情報の公表の対象者は制限しない。

(公表の方法)

第7条 林地台帳情報の公表の方法は、林地台帳情報を管理する添田町地域産業推進課（以下「担当窓口」という。）での印刷物による閲覧とする。

(閲覧に係る経費)

第8条 林地台帳情報を閲覧する場合の経費は無償とする。

(閲覧の申請)

第9条 申請者は、林地台帳情報閲覧申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を担当窓口
に持参するものとする。

(申請者の確認)

第10条 申請者は、申請者本人であることが確認できる書類(以下「本人確認書類」という。)の
原本を提示するものとし、管理者は、これにより申請者の確認を行うものとする。この場合
において、申請者が法人の場合は、当該法人の名称及び所在地等が確認できる書類と、担当窓口
に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)を提示するものとする。

(閲覧の決定)

第11条 管理者は、申請書及び本人確認書類の確認後、書類に不備がなければ、閲覧を決定する
ものとする。

また、林地台帳情報の利用目的が開発又は不動産開発の場合は、伐採届出制度や林地開発許
可制度の説明を行うものとする。

(閲覧)

第12条 管理者は、閲覧を決定した場合において、申請者に対し留意事項を書面及び口頭にて説
明の上、閲覧に供するものとする。なお、準備に時間がかかる場合は、後日閲覧に供すること
も可とする。

(情報提供の対象項目)

第13条 林地台帳情報の提供の対象項目は、原則として全てのものとする。

(情報提供の対象者)

第14条 所有者の氏名、名称及び住所を含む林地台帳情報は、次のいずれかの者に提供できるも
のとする。

- (1) 当該森林の土地の所有者、森林所有者又は森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (2) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、森林所有者又は森林の施業若しくは経
営の委託を受けた者
- (3) 福岡県内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第11条第5項の認定を受けた森林
所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- (4) 農林水産大臣又は福岡県知事

(情報提供の方法)

第15条 林地台帳情報の提供の方法は、印刷物によるものとする。

(情報提供に係る経費)

第16条 林地台帳情報の提供を受ける場合の経費は無償とする。

(情報提供の申出)

第17条 申出者は、林地台帳情報提供依頼申出書(様式第2号-1。以下「申出書」という。)及び申出ができる者であることを証する以下に示す書類(以下「申出可能証明書類」という。)を担当窓口で持参又は郵送により提出するものとする。

(1) 第14条第1号の者の場合 情報提供を受けようとする森林の土地の所有又は森林の所有を証明する書類若しくはその森林の施業又は経営の委託を受けていることを証明する書類

(2) 第14条第2号の者の場合 情報提供を受けようとする森林の隣接地の所有又は隣接する森林の所有を証明する書類若しくはその森林の施業又は経営の委託を受けていることを証明する書類

(3) 第14条第3号の者の場合 福岡県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類

2 代理人により申出を行う場合は、林地台帳情報の提供等に関する委任状(様式第6号。以下「委任状」という。)の原本を申出書に添付するものとする。

3 林地台帳の情報と併せて地図の提供を受けたい場合は、申出書備考欄にその旨記載するものとする。

4 農林水産大臣又は福岡県知事への情報提供に当たっては、第1項の手続きによらず提供できることとし、提供する時期、内容及び方法等の必要な事項は、農林水産大臣又は福岡県と協議の上定める。

(申出者の確認)

第18条 申出者は、担当窓口で申出者本人又は代理人であることが確認できる書類(以下「本人又は代理人確認書類」という。)の原本を提示するものとし、管理者は、これにより申出者の確認を行うものとする。この場合において申出者が法人の場合は、当該法人の名称及び所在地等が確認できる書類と、担当窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)を提示するものとする。

2 郵送による申出の場合、申出者は、複数の本人又は代理人確認書類の写しを申出書に添付するものとする。

(情報提供の決定)

第19条 管理者は、申出書、本人又は代理人確認書類及び申出可能証明書類の確認後、書類に不備がなければ情報提供を決定するものとする。

また、申出者は留意事項について了承する書面(様式第2号-2)を提出用と申出者保管用の2部記名押印するものとする。

(情報提供)

第20条 管理者は、情報提供を決定した場合において、申出者に対し留意事項を書面及び口頭にて説明の上、情報提供を行うものとする。なお、準備に時間がかかる場合は、後日提供することも可とする。

(林地台帳情報の修正)

第21条 森林の土地の所有者は、所有する森林の土地について、登記簿上の所有者、現に所有している者、所有者とみなされる者、地図の地番に誤りがあった場合は、修正の申出をできるものとする。

(修正の申出)

第22条 修正の申出を行おうとする者(以下「修正申出者」という。)は、林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書(様式第3号。以下「修正申出書」という。)、修正申出を行おうとする当該森林の土地の所有を証明する書類及び修正事項を証明する書類を、担当窓口を持参又は郵送により提出するものとする。

2 代理人により申出を行う場合は、委任状の原本を申出書に添付するものとする。

(修正申出者の確認)

第23条 修正申出者は、担当窓口で本人又は代理人確認書類の原本を提示するものとし、管理者は、これにより修正申出者の確認を行うものとする。この場合において、申出者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)を提示するものとする。

2 郵送による申出の場合、申出者は、複数の本人又は代理人確認書類の写しを申出書に添付するものとする。

(修正申出の要否判断)

第24条 管理者は、申出書及び本人又は代理人確認書類、修正申出者が当該森林の土地の所有を証明する書類及び修正事項を証明する書類を確認後、書類に不備がなければ修正の要否を判断するものとする。

(修正要否の結果通知)

第25条 管理者は、修正要否を決定した場合において、修正することとした場合は様式第4号により、修正しないこととした場合は様式第5号により、修正申出者に通知するものとする。

なお、修正要否の結果は、決定までに時間がかかるため、後日通知するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。